

# 工事関係書類の電子提出について

次に記載の書類は、令和8年1月より書面での提出から原則として電子提出に変更します。ただし、電子提出が困難な場合は、従来通り書面での提出も可能です。

書類	媒体	提出方法	提出先	提出期限
契約保証方法届出書	電子	あいち電子・申請システム	—	落札決定から3日以内
建設リサイクル関係書類	電子	電子メール	発注担当課	落札決定から3日以内
建築士法第22条の3の3に定める記載事項	電子	電子メール	発注担当課	落札決定から3日以内

# 電子保証導入について

令和8年1月より保証事業会社等が発行する保証証書等（契約保証、前払金保証及び中間前払金保証）について電子保証を導入します。

## 対象

- ・**令和8年1月1日以降に契約を締結する「建設工事」又は「測量、調査、設計及び監理の工事関係委託」で、次に掲げる電子保証**
  - ア 保証事業会社によるもの
  - イ (一社) 日本損害保険協会が運用する保証証券等確認システムによるもの

※PDF方式で発行された保証証券等を電子メールで提出する方法は対象外です。上記ア、イの電子保証以外の保証証券等は、従来どおり発注担当課あてに書面で提出してください。

## 提出方法

- ①保証事業会社等と保証契約を締結する。
- ②保証事業会社等より発行された認証キー等、保証証書等を確認する手段が記載されたデータを発注担当課に電子メールで提出してください。

※認証キー等を使用して市側で保証証書等を確認するため、書面での提出は不要です。